

起案用紙

沖縄県

決裁区分

部長

分類	2	10	イ
保存種別	第2種 10年		
文書記号・番号	環整第1042号		
処理経過	收受	年 月 日	
	起案	令和05年03月23日	
	処理期限	年 月 日	
	施行	年 月 日	
担当課	環境部 環境整備課 一般廃棄物班		
起案者	職	技師	印
	氏名	名幸 由里香	
	電話	■■■■	
情報公開	開示		

決裁

-5.3.30

環境部

公印の有無	公印省略	
案1		公印
発送日	年 月 日	
発送種別		
案2		公印
発送日	年 月 日	
発送種別		
案3		公印
発送日	年 月 日	
発送種別		
案4		公印
発送日	年 月 日	
発送種別		

環境部部長(4)



環境部統括監(3)



環境整備課課長(2)



一般廃棄物班班長(1)



件名

沖縄県浄化槽取扱要綱の一部改正について(伺い)

沖縄県浄化槽取扱要綱では、浄化槽処理水を地下浸透放流させるための基準について、別紙<放流先のない場合の放流水の処理法>により定めておりますが、同基準は合併処理浄化槽ではなく単独処理浄化槽の処理水を地下浸透放流させる基準であることから、同基準を見直す必要があります。

つきましては、地下浸透放流に係る基準を見直すとともに、地下水保全の観点から浄化槽の維持管理が適切に行われるよう、保健所の監視・指導体制をさらに強化するため、別紙()のとおり改正してよいでしょうか。

発送種別

①庁内施行 ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ⑤LGWAN

施行区分

①例規 ②公報登載

注 発送種別については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
 該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

地下浸透放流に係る改正案の概要説明

部課名 環境部環境整備課

1 件名

沖縄県浄化槽取扱要綱の一部改正

2 改正の経緯及び必要性

1) 浄化槽処理水の地下浸透に関する現要綱の規定について

- (1) 県は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽の設置及び関係者の責務等に関し必要な事項を沖縄県浄化槽取扱要綱（以下、「要綱」という。）で定めている。
- (2) 浄化槽処理水の放流方法については、公共用水域（道路側溝を含む）への放流、蒸発散方式、地下浸透方式、溜枡（汲み取り方式）の4つの方法があるが、一部の地域では、浄化槽処理水を放流するのに適当河川がない、道路管理者が道路側溝への放流を認めていない等の理由から、公共用水域への放流を採用することが難しい現状がある。
- (3) 現行の要綱第5条第4項では、浄化槽処理水の放流先としての地下浸透を原則禁止としているが、適当な放流先がない場合であって、かつ、別紙に定める〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉により処理する場合に限って、例外的に地下浸透や蒸発散を認めることとしている。
- (4) 上記の放流水の地下浸透を認める条件として、①処理後の水質をBOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下にできる能力の浄化槽（いわゆる「高度処理浄化槽」）を設置すること、②建設省告示第1292号第5を準用した構造の地下浸透装置を設置すること、③保健所長と事前に協議することを定めている。
- (5) 道路側溝への放流が認められていない地域では、地下浸透方式による放流

の需要が高い一方で、要綱で定める地下浸透装置の構造基準（建設省告示第1292号第5準用）が厳しく（例えば、地下浸透装置を設置するために7.5㎡以上の設置面積が必要など）、ほとんどの一般家庭においては敷地面積の確保、費用が高額であること等の理由から事実上、要綱の指導に従った方法による地下浸透方式を採用することができていないとの情報がある。

(6) ちなみに、現行要綱で規定している地下浸透装置の構造基準（建設省告示第1292号第5の構造）は、単独処理浄化槽の放流水を地下浸透処理するために設定された基準であり、単独処理浄化槽単体では放流水の水質をBOD20mg/L以下にできないことから、放流水を地下浸透させることにより土壤によるろ過効果を利用しながら汚水を処理することを想定した構造となっている。同基準は昭和55年に制定されてから見直しが行われておらず、放流水の水質をBOD20mg/L以下にできる合併処理浄化槽の処理水を地下浸透させるための基準とはなっていない。このため、同基準を準用している現行要綱も見直しを行う必要がある。

(7) なお、三重県では令和4年5月1日付けで地下浸透の基準に関する要綱改正が行われており、今回は同県を参考に要綱改正（案）の検討を進めた（別紙1）。

2) 地下水への影響について

(1) 浄化槽放流水の水質をはかる目安として硝酸性窒素・亜硝酸性窒素（全窒素）濃度があり、放流水を地下水に浸透した場合の地下水中の同指標の悪化を不安視する意見があることが考えられるため、その可能性について既存の調査結果を用いて以下のとおり確認した。

(2) 令和2年度の県による地下水の水質測定結果では、調査対象市町村の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は全て10mg/L以下となっており、環境基準値を下回っていた（別紙2）。

(3) また、多くの一般家庭の浄化槽において地下浸透放流が行われているとき

れる宮古島市の地下水調査結果についてみると、同市による地下水モニタリング調査においても、硝酸態窒素及び亜硝酸性窒素は、全体的な傾向として低下傾向（1993年度の直近5年間の単純移動平均の平均値：7.46 mg/L → 2021年度の直近5年間の単純移動平均の平均値：4.59 mg/L）にあるとされており、令和3年度の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の分析結果では、全ての地点において地下水環境基準値である10mg/L以下となっている。また、水道水源保全地域の白川田流域、東添道南流域、福里北流域に位置するモニタリング地点は福里ダム北（97f31）、更竹西（C井戸）で一定しない傾向にあるが、地下水の環境基準を大きく下回っている（別紙3）。

(4) さらに、同市の調査報告書（別紙4）によると、宮古島の地下水に負荷された窒素の起源別割合は、肥料と家畜糞尿が全体の60%程度を占めており、生活排水由来は約16%となっており、生活排水は農業由来に比べ、地下水への影響が比較的少ないと考えられるとされている。

(5) 宮古島保健所管内では、これまでに約6,000基の浄化槽が設置され、現在も年間約200基の浄化槽が新設されており、これらの放流水のほとんどが地下浸透放流されているとされる中であっても、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は減少傾向にあることから、本要綱改正により放流水の地下浸透を認めたとしても、水道水源を含めた地下水への影響は少ないと考えられる。

また、要綱改正による浄化槽維持管理に係る監視・指導体制の強化により、放流水の地下水への影響については、現状からの改善が期待できるものと思慮する。

3 改正案の概要

1) 地下浸透放流に関する規定の改正案について

(1) 放流先については、現行要綱においても浄化槽から放流する処理された水（以下、「放流水」という。）は原則として公共用水域に放流することとし、例外的に、適当な放流先がない場合であって、放流水を別紙<公共用水域以外への放流方法>の「蒸発散方式」又は「地下浸透放流」により、生活環境の保

全及び公衆衛生上支障のないよう措置する場合に限り、当該方法によることを認めることとしている。

- (2) 上記の放流水の地下浸透を行う際の基準である「別紙<放流先のない場合の放流水の処理法>の「地下浸透方式」」については、地下水の保全を考慮しつつ、地下浸透装置の基準の適正化を図るため、以下のとおり改正することとしたい。

ア. 地下浸透放流を行う合併処理浄化槽の処理能力の基準について

(改正案)

501人槽未満の場合は、通常の合併処理浄化槽（放流水の水質をBOD20mg/L以下にできる浄化槽）を設置し、501人槽以上の場合は、高度処理ができる合併処理浄化槽（放流水の水質をBOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下にできる浄化槽）の設置を求める。

(改正案とした理由)

浄化槽法では、放流水の水質についてはBODに関する基準（BOD20mg/L以下、除去率90%以上）のみが定められており、全窒素についての基準が定められていないことから、原則的に全窒素に係る処理能力は求めないこととする。ただし、水濁法において有害物質に係る排水基準（全窒素100mg/L）が適用される特定施設に設置された501人槽以上の浄化槽については、高度処理浄化槽（BOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下）の設置を求めることとする。

イ. 地下浸透放流のための装置について

(改正案)

現行要綱の建設省告示第5の構造の準用を廃止し、「放流水の流入量（雨水も合わせて浸透させる場合は雨水の流入量も含む）及び土壌の浸透能力を勘案し、放流水が停滞しない浸透能力を有する装置であること」という規定とする。

具体的には、放流水が地下浸透装置から溢れない（放流水の流入量が浸透量を上回らない）よう設計された装置であることを地下浸透装置の条件

としており、①トレンチ構造（従来規定である建設省告示第5の構造）、②浸透枡構造（新設）、③①及び②と同等以上の浸透能力を有するよう設計された構造（新設）となるような3つのパターンの地下浸透装置を想定している。なお、新設する浸透枡構造や同等以上の能力を有する装置については、寸法等の詳細な構造の基準は定めず、浄化槽設置者において詳細設計を行うこととなる。

当該規定は合併処理浄化槽にのみ適用される規定であり、既存単独処理浄化槽については、従来どおり昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずる地下浸透処理装置の設置を指導することとする。

（改正案とした理由）

浄化槽法では、放流水を地下に浸透放流させることを禁じていない。一方、建築基準法では、法第19条第3項で、建築物の敷地に下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設を設けなければならないと規定されており、施行令第129条の2の4第3項第3号で、配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結することと規定されている。

しかし、法第19条の「ためます」には、「地下浸透方式ためます（いわゆる吸込枡）」が含まれると解されており、また、施行令第129条の2の4の「その他排水施設」についても、敷地内に設ける「地下浸透方式ためます（いわゆる吸込枡）」が含まれると解されている（別紙5）。

そのため、浸透枡を設置して、放流水を地下浸透させるのであれば、同法に反するものではないと考える。

地下浸透装置の構造基準については三重県の規定を参考にした。

2) 地下浸透放流を行う浄化槽の水質確保に関する規定の新設について

（改正案）

浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率向上を図るため、地下浸透に関する提出書類について、新たに「11条検査依頼書」を設置届出の時点であらかじめ提出することを求める規定を新設する。また、保健所による浄化槽の維持管理に係る監視・指導の強化を図るため、「保健所長は放流水の地下浸透放流を

行う浄化槽について適切な維持管理が行われていることの把握及び指導に努める」とする規定を新設する。

(新設の理由)

501人槽未満の合併処理浄化槽の放流水については、通常の水質基準であるBOD20mg/L以下で地下浸透処理を認めることとする考えであるが、これは、合併処理浄化槽においてBOD20mg/L以下という放流水の水質が確保されていることが前提である。しかし、本県では法定検査(11条検査)の受検率が低い状況にあるため、浄化槽設置届出時に11条検査依頼書を添付させることにより、受検に係る浄化槽設置者(管理者)の意識向上を図りたい。加えて、保健所においては、地下浸透放流をしている浄化槽の把握や指導に努めることとし、浄化槽の維持管理が適切に行われるよう、監視・指導体制を強化することとしたい。

3) 地下浸透に関する提出書類の規定の改正について

(改正案)

要綱第5条の3第3項において、地下浸透放流する場合は、浄化槽設置届出時に地下浸透関係の書類を添付することとする。

(改正案とした理由)

浄化槽法では放流先や地下浸透放流に関する規定がなく、法第4条において、環境大臣は浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について環境省令で技術上の基準を定めなければならないと規定されているが、ここでいう「公共用水域等」とは水濁法の公共用水域(河川、湖沼、海域などの公共の用に供される水域、水路)に地下水を含めた概念であるとされており(浄化槽法の解説(環境省浄化槽対策室 監修、(財)日本環境整備教育センター発行)より)、浄化槽法施行規則で定められている放流水の水質の技術上の基準はBOD20mg/Lとなっていることから、地下浸透した場合でも放流水の水質の技術上の基準を満たしていることになる。

要綱は行政機関内部における内規であり、法規としての性質は持っておらず、行政上の事務マニュアルといったもので事業者に対する義務を定めるものではない。

浄化槽の設計・施工上の運用指針(p70)では、「浄化槽の処理水の排水先

が全くない場合等、その処理水を地下浸透方式又は、蒸発散させる方式で処理する場合は、特定行政庁等との協議を要する」とされていることに加えて、建築基準法のためまずには、地下浸透枴も含まれると解されている（別紙5）ことから、特定行政庁においても地下浸透関係の書類を確認する必要があると考える。

地下浸透放流については、設置者（管理者）の責任のもと行うものであるということを明確にするため、保健所長との事前協議に代えて、設置届出に地下浸透に係る関係書類の添付を求めることとする。

4) その他

その他の規定については、必要に応じて追記・削除している。

5) この要綱は、令和5年6月1日から施行する。（附則）

なお、要綱改正後は、建築士会等の関係機関に対し、改正内容について周知を図る必要があるため、改正日から令和5年5月31日までを周知期間とし、令和5年6月1日を施行日とする。

4 根拠法令

なし

5 関係各課との調整状況

- 1) 土木建築部建築指導課と調整済み
- 2) 保健医療部各保健所と調整済み
- 3) 宮古島市役所と意見交換会を実施（令和5年1月19日）

6 参考資料

- 1) (別紙1)三重県「放流先のない場合の放流水の処理方法」新旧対照表（参考資料）
- 2) (別紙2)令和2年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果について一部抜粋
- 3) (別紙3)令和3年度宮古島市地下水モニタリング調査報告書

- 4) (別紙4) 地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務報告書 一部抜粋
- 5) (別紙5) 浄化槽の設計・施工上の運用指針(2015版) 一部抜粋
- 6) (別紙6) 意見照会集約結果(令和5年2月14日付け環整第935号で関係機関へ照会)